

一般廃棄物収集・運搬(処分)業許可申請の手引き

■申請書に記載する事項について

- 1 氏名、住所（法人の場合は、名称、代表者の氏名、事業所の所在地）
- 2 事務所及び事業場の所在地
- 3 取り扱う一般廃棄物の種類(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・危険ごみ・資源物・適正処理困難物)の収集・運搬か処分の別
- 4 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名(登記事項証明書)
- 5 事業の用に供する施設の種類の種類（車両---前・横からの写真、車検証の写し、事務所等---全容の写真）、数量、設置場所及び処理能力
- 6 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- 7 対象区域（例 上三川町内）
- 8 処理手数料及びその徴収方法(例 30円/kg、収集運搬代、現金徴収)
- 9 営業開始予定年月日

■申請時に添付する書類や図面について

- 1 事業計画の概要を記載した書類（仕事の具体的な内容を記載）
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、及び設計計算書並びに当該施設の見取り図
- 3 申請者が2の施設の所有権を有することを証する書類（自動車検査証、土地・建物の登記事項証明書又は賃貸契約書等）
- 4 申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為、及び登記事項証明書
- 5 申請者が個人である場合は、住民票(抄本)の写し
- 6 誓約書「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号イからヌまで（申請者が個人である場合は、第7条第5項第4号イからルまで）に該当しない旨
- 7 一般廃棄物の処分先を明らかにする書類（中間処理場・最終処分場を記載）
他市町の許可（荷下ろし等）を要する場合は、その許可証の写し。
- 8 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 9 申請者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表
損益計算書、法人税(国税)の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 10 申請者が個人である場合は、資産に関する調書、直前3年の所得税(国税)の納付
すべき額及び納付済額を証する書類
- 11 印鑑登録証明書
- 12 役員、従業員名簿
- 13 顧客名簿
- 14 産業廃棄物処理業許可証の写し
- ※15 顧客との契約内容を証明できる書類【新規許可申請時に限ります】

（裏面があります。）

■一般廃棄物収集運搬・処分業許可申請の必要書類の提出方法について

町地域生活課へ来庁予約をした上で、窓口にて申請を行うことを基本とする。特段の理由がある場合は、必要書類の郵送も可能とする。（郵送希望の場合は事前連絡を必要とする。）

■必要書類の提出先について

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

上三川町役場 1階 地域生活課 環境係

(電話) 0285-56-9131 (FAX) 0285-56-6868

E-mail: seikatsu01@town.kaminokawa.lg.jp

■一般廃棄物収集運搬・処分業許可申請手数料の支払いについて

上三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、12,000円を申請の際に納入しなければならない。
ただし、申請書類を郵送する場合は、納入方法が異なるため、必ず連絡するものとする。

■一般廃棄物収集運搬・処分業許可証の受取について

町地域生活課の窓口にて受取することを基本とする。ただし、希望があれば郵送も可能とする。（郵送希望の場合は事前連絡を必要とする。）

【許可証の準備が完了した際の連絡先】

氏名

TEL